

論点に対する回答

重点分野	営業の許可・認可に係る手続
省庁名	国土交通省
論点	<p>1. 全体として</p> <p>「国土交通省デジタル・ガバメント中長期計画」（平成 30 年 6 月）によれば、「国土交通省オンライン申請システム」について、2021 年度予定のシステム更改に向け、利用者利便の向上策について検討を行うとされているが、</p> <p>① 現在の検討状況につき御教示ください。</p> <p>② 利用者利便の向上のために、具体的にどのような工夫をしようとしているのか。また、現在開発中の法人共通基盤についても活用される方向で検討されるのか。</p> <p>③ また、電子申請システムの更改が 2021 年度であるとしても、2020 年 3 月までの行政手続コストの 20%削減については、実現するべく取り組むとの理解でよいか。</p>
<p>【回 答】</p> <p>① 国土交通省オンライン申請システムの更改等については、2019 年 4 月初旬に入札公告を行う予定（入札手続が終了次第、契約予定）である。この入札により順調に更改等が進捗した場合は、2020 年 9 月に新機能を有したシステムの運用を開始する予定である。</p> <p>② 2020 年 9 月に更改するシステムにおいては、申請手続を追加する際のシステム改修が不要となり、申請手続のオンライン化を一層促進するものとなる。また、利用者が一度行った申請の内容を次回以降の申請時に再度入力しなくてすむ機能を実装することも検討している。</p> <p>なお、法人共通認証基盤の活用については、本システムを利用する際の窓口となっている e-Gov システム（電子政府の総合窓口）での活用が予定されていると伺っており、e-Gov システムで活用されれば、本システムでも活用することとなる。</p> <p>③ 電子申請システムの更改時期に関わらず、提出書類・情報の見直しおよび電子媒体による様式の配布など申請様式のデジタル化などの取組を進め事業者の負担を軽減することにより、省全体として 20%以上の行政手続コストの削減を達成していく。</p>	

重点分野	営業の許可・認可に係る手続
省庁名	国土交通省
論点	<p>2. 測量法</p> <p>④ 2018年度中に申請書類の簡素化に関する測量業者への意向調査を行い、営業経歴書等の申請書類等の簡素化を実施することだが、具体的にどの程度の簡素化を考えているのか。(例えば、営業経歴書では、「直近五年間に完成した主な測量について」・注文者名、・測量名、・測量地域、・請負代金の額、・着手年月、・完成年月 等につき、記載を求めている。)(営業経歴書等の提出：11,242件/年)</p> <p>⑤ また、注文者が適切な測量業者を選択する参考に資するなどのため、行政庁で測量業者の登録情報等を閲覧に供しており、一部情報に関してはインターネットによる公表も行っている。基本計画ではインターネットで公表する項目についても見直しを実施するとされているが、具体的にどのように見直すのか。例えば、営業経歴書についても、インターネットでの閲覧に供すれば注文者の利便に資するものと考えられるが、いかがか。</p>

【回答】

- ④ 測量業の登録制度の運用に当たっては、測量業務の発注者等が、測量業者の事業内容、経営の状態等を参考として把握するため、毎年度営業経歴書等の提出を求めているが、測量業者に対し実施した意向調査の中では、特に財務に関する書類や過去の業務経歴に関する書類に対し、簡素化の要望を受けているところである。

これらの書類については、測量法施行規則において様式を定めているが、手続きコストの削減のため、会社の決算書類による代替や記載項目の削減を検討している。

今後、当該情報を活用している者（主として公共発注者を想定）の意向や、会計処理に係る専門的知識を有する者の意見を踏まえながら、その他の書類の簡素化も含め、詳細を検討して参りたい。

- ⑤ 測量法においては、測量業者の登録情報等を閲覧に供することが定められており、一部の情報については国土交通省HPにて「建設関連業の登録業者情報提供システム」として公開し、発注者の利便性向上にあてているところ。

今後、営業経歴書等の申請書類の簡素化の検討と併せてインターネットで公表する項目について検討してまいりたい。

重点分野	営業の許可・認可に係る手続
省庁名	国土交通省
論点	<p>3. 建築基準法</p> <p>「構造方法等の認定」(3,717件/年)につき、2018年度に作成した大臣認定の申請手続の電子化等に係るシステムの試験運用を経て、2019年度中に供用を開始し、電子申請での対応も行うとされているが、</p> <p>⑥ これは、国土交通省オンライン申請システム上のシステムか。</p> <p>⑦ 法令によれば、申請に当たり「構造方法又は建築材料の概要を記載した図書」「平面図、立面図、断面図及び構造詳細図」「構造計算書、実験の結果その他の構造方法等を評価するために必要な事項を記載した図書」などを添付することとされているが、これらの書類も、PDFファイルの形式などで電子的に送付を認めるのか。同時に、添付書類の簡略化も行われるのか。</p> <p>⑧ また、建築基準法に基づく他の手続については、電子申請を導入しないのか。</p>

【回 答】

- ⑥ 国土交通省オンライン申請システム上のシステムでは無く、独自のシステムを構築し、運用を行うもの。独自システムを構築する理由は、添付図書（設計図書や試験写真等を含む）のデータ容量が大きく、現状の国土交通省オンライン申請システムにおける添付ファイルの容量制限（12MB）を超える場合がほとんどであり、また次期国土交通省オンライン申請システムにおける容量制限の拡大後においても、現行の e-Gov システムでの容量上限（100MB）の都合上、多くの申請において容量制限を超えるため。
- ⑦ 「構造方法等の認定」の申請において、法令に基づく添付書類の電子的送付を認めることとしている。添付図書の簡略化は、システムの運用状況と認定を巡る状況を踏まえつつ、検討を行ってまいりたい。
- ⑧ 建築基準法に基づく申請件数の多い手続きは、地方公共団体又は民間機関が行う建築確認等の事務であり、これらについては制度上電子申請が可能であり、体制が整った一部の民間機関においては実際に電子申請が導入されている。

重点分野	営業の許可・認可に係る手続
省庁名	国土交通省
論点	<p>4. 貨物自動車運送事業法</p> <p>⑨ 基本計画では、「同じ内容の情報を再び求めていないかどうかや、どのようなローカルルールがあるかについて、事業者等に対してヒアリング等により実態把握を行ったところ。その結果を踏まえ、必要に応じて手続の見直しを実施する。」とされているが、ヒアリング結果につき御教示ください。また、ヒアリングを踏まえ、手続の見直しは行われたのか。</p> <p>⑩ 一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の届出等の手続について、国土交通省オンライン申請システムによる申請を可能とする方向で検討しているところとのことだが、(1)具体的にどのような手続が対象となるのかや(2)運用開始時期など、検討状況につき御教示ください。2020年3月までには開始されるのか。</p> <p>(一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の届出：182,594件/年)</p>

【回答】

⑨ ヒアリング等の結果、一定の要件に該当する事業計画の変更届出を行う際に、変更が生じていない施設に係る書類については添付が不要であることが、一部の運輸支局において明確となっていない例などが確認されたところ。今後、これらのヒアリング等の結果を踏まえて対応を検討し、必要に応じて2019年度中に手続の見直しを行う予定。

⑩ (1)基本計画に位置付けている手続(※)について、国土交通省オンライン申請システムによる申請を可能とする方向で検討している。(2)必要なシステムの更改等が完了次第、運用を開始する予定である(具体的なスケジュールについては、1. ①参照)。

※ 基本計画に位置付けている貨物自動車運送事業法上の手続

- (1) 一般貨物自動車運送事業の許可
- (2) 一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の認可
- (3) 一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の届出
- (4) 一般貨物自動車運送事業の譲渡し又は譲受けの認可
- (5) 一般貨物自動車運送事業の休止又は廃止の届出
- (6) 貨物軽自動車運送事業の経営の届出
- (7) 貨物軽自動車運送事業の届出事項の変更の届出

- (8) 貨物軽自動車運送事業の廃止、譲渡又は承継の届出
- (9) 一般貨物自動車運送事業者等による届出
- (10) 事業報告書及び事業実績報告書の提出
- (11) 一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業の運賃及び料金の届出

重点分野	営業の許可・認可に係る手続
省庁名	国土交通省
論点	<p>5. 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律</p> <p>基本計画では、本年度において「事業者及び行政庁に対し、届出手続の簡素化・電子申請化に対するアンケート調査の実施、地方整備局、地方公共団体の届出事務担当者との簡素化に向けた打合せを実施した」とされており、「アンケート調査と打合せ結果を踏まえ、手続の簡素化・効率化及び添付書類の削減を検討し、2019年度中に必要な措置を講じる。」とされている。</p> <p>⑪ アンケート調査結果につき御教示ください。</p> <p>⑫ また、2019年度中に添付書類の撤廃や電子申請の導入などは実現されるのか。</p>
<p>【回答】</p> <p>⑪ アンケート調査結果の概要は以下のとおり。</p> <p>(事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・約9割の事業者が電子申請化に賛成する一方、一部、電子申請化に対応出来ないとする事業者も存在。 <p>(行政庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・約7割の行政庁が保険契約締結証明書の添付を省略して差し支えないと回答。 ・約6割の行政庁が電子申請化により、業務の効率化に寄与するとする一方、電子申請化が併存すると作業が混在し、負担増につながるとの意見もあった。 ・電子申請化のための費用負担について、約8割の行政庁が予算措置は難しいと回答。 <p>⑫ 添付書類については、アンケート調査において、7割程度の行政庁から、保険契約締結証明書を削減しても差し支えないとの回答があったこと等を踏まえ、2019年度中に削減する方向で検討を進めて参りたい。</p> <p>電子申請の導入については、アンケート調査の結果も踏まえ、2019年度中に押印の見直しを行う方向で検討を進めるなど、行政庁が電子化を進める上で支障となっている課題の解消に取り組んで参りたい。</p>	